

令和4年度中学校武道授業（銃剣道）指導法研究事業 実施要項

令和4年11月

- 1 趣 旨 中学校武道必修化の充実に向け、新学習指導要領に準拠し、年間8～10時間の授業時間想定で、各武道種目の特性を踏まえた指導計画、指導内容、指導法、評価等について、教育効果の上がる武道授業（銃剣道）指導法の研究会を実施する。
- 2 名 称 令和4年度中学校武道授業（銃剣道）指導法研究事業
- 3 主 催 公益財団法人日本武道館、公益社団法人全日本銃剣道連盟、日本武道協議会
- 4 後 援 スポーツ庁、勝浦市教育委員会
- 5 協 力 勝浦市立勝浦中学校
- 6 期 間 令和4年12月9日（金）～11日（日）
- 7 会 場 日本武道館研修センター（千葉県勝浦市沢倉 582）
- 8 参加研究者 (1) 全日本銃剣道連盟から推薦された指導法研究者8名、事務局2名、計10名。
(2) 上記10名の旅費（交通費・宿泊費）及び事務局2名を除く8名の謝金は、日本武道館が負担する。
※10名を超える分については、全日本銃剣道連盟が負担する。
- 9 研究協力者 (1) 勝浦市立勝浦中学校生徒
（銃剣道経験のない中学1～2年生20名程度）
(2) 上記引率者及び中学生の謝礼（図書カード）・食事代は、日本武道館が負担する。
- 10 感染対策 以下、新型コロナウイルス感染症予防にご協力願います。
①体調がすぐれない場合（発熱等）は、参加を見合わせる事。
②マスク、体温計（宿泊者のみ）を持参すること。
③同封の「研究者等が遵守すべき事項」を必ず一読すること。
④政府の方針等により、万一、開催を中止せざるを得ない状況となった場合、手配済みの旅券等のキャンセル料は、本財団で負担するので、必ず領収証等を保管しておくこと。
⑤その他、必要な措置は、日本武道館『新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン』に沿って実施する。
- 11 その他 謝金の支払いは、出席を確認した後、事業終了後に各人の指定口座に振込む。

以上

【問い合わせ先】

〒102-8321 東京都千代田区北の丸公園 2-3
公益財団法人日本武道館 振興部振興課
TEL 03-3216-5134 FAX 03-3216-5117